

国立大学法人東京医科歯科大学副学長に関する規則

令和4年3月30日
規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（以下「組織運営規程」という。）第4条第4項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の副学長に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 副学長の職務分担及び常勤または非常勤の別は学長が決定する。

(執行役)

第3条 副学長のうち、学長の職務を助けるとともに、学長の命を受けて特定の事項に関する業務を統括するため、執行役を置くことができる。

- 2 執行役は、必要に応じて理事、副学長との適切な連携を図るものとする。
- 3 執行役は、役員会等の各種会議において、関係の業務にかかわる事項に関して、意見を述べるができる。
- 4 執行役は、職務分担に応じ、関係する本部の部長及び課の構成員に当該職務分担に関する業務を行わせることができる。

(任命)

第4条 学長は、本学役職員のうちから、副学長を任命する。

- 2 前項にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、外部から副学長を新たに雇用することができる。
- 3 前項の者の労働条件については、個別に定めるものとする。
- 4 副学長は、職員就業規則に定める定年年齢を超えて雇用することができる。ただし、雇用に当たっては、当該副学長が満70歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(任期)

第5条 副学長の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 副学長の任期の末日は、当該副学長を任命する学長の任期の末日以前とする。
- 3 副学長が任期満了前に欠員となったとき又は解任されたときの後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第6条 学長は、副学長が次の各号の一に該当するとき、その他副学長たるに適していないと認めるときは、その副学長を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。